

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 平成 29 年度の雇用保険料率
2. 36 協定更新の注意点
3. 短期在留外国人の脱退一時金について

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

1. 平成 29 年度の雇用保険料率

4 月 1 日より雇用保険料率を引き下げる法律案が国会に提出されています。
提出された法律案が修正なく成立した場合、4 月 1 日以降の雇用保険料率は以下の
とお
り改定されます。

・一般事業

労働者負担: 3/1,000(4/1,000)、会社負担: 6/1,000(7/1,000)

・建設業

労働者負担: 4/1,000(5/1,000)、会社負担: 8/1,000(9/1,000)

・農林水産・清酒製造の事業

労働者負担: 4/1,000(5/1,000)、会社負担: 7/1,000(8/1,000)

※()内は平成 28 年度の雇用保険料率

改定後の保険料率は「4 月に支給する給与」ではなく「4 月分の給与」から適用となります。

給与計算における雇用保険料率変更のタイミングにご注意下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1160000-Shokugyouanteikyoku/0000150093.pdf>

(望月)

2. 36 協定更新の注意点

今月は 36 協定の更新に伴う注意点をいくつか挙げさせて頂きたいと思います。

1. 時間外労働の限度時間を見直していますか

36 協定を締結する場合、締結可能な時間外労働の限度時間は原則月 45 時間、年間 360 時間(1 年単位の変形労働時間制を導入している場合は除く)となっていますが、現法上は特別条項を定めれば上記の時間を超えて労働させることができます。

ところが昨年、政府は長時間労働抑制のため「月 80 時間」以上の特別条項を締結している企業に対し立ち入り調査の対象とすることを発表しました。従って、既に今まで月 80 時間超えて締結及び提出している企業は要注意となります。この機会に 80 時間未満に設定していくのは勿論、形式的に限度時間を少なく設定するのではなく、現状の残業時間の状況等(実際の残業時間が 80 時間を超えている月が無い等)実態をよく把握する必要があります。実態を把握し、労使双方で協議した上で妥当な限度時間を設定した方が良いかと思われれます。また既に 80 時間未満で締結している企業もこの機会に実態の把握をした方が良いでしょう。

2. 労働基準法改正による時間外労働の上限規制

現在の労働基準法では、特に特別条項の時間外労働に制限を加えてはならず、言うなれば青天井の状態です。

ところが、今年に入って政府が働き方改革に向けこの時間外労働を年 720 時間、月平均 60 時間とする方向で調整していることが分かりました。具体的には年内に上記の法案を国会に提出し、2019 年には導入していくとのことです。この法案は通過する可能性が高く、36 協定が通常年に 1 回の更新ということを考えると、今の時点から改正を見込んだ労働時間管理等を見直していくことが望ましいでしょう。

(岩瀬)

3. 短期在留外国人の脱退一時金について

健康保険、厚生年金保険は要件を満たせば国籍に関係なく被保険者となります。ただし、外国籍の方の場合、老齢年金の受給資格(加入期間 10 年)を満たさずに帰国してしまう場合には、「脱退一時金」を請求することができます。

1. 主な支給要件

- ・被保険者期間が6か月以上
- ・老齢厚生年金等の受給権がない
- ・日本国内に住所がない(平成29年3月以降は、住民票転出日以降であれば、資格喪失後に日本国内にいても請求できるようになりました。)
- ・出国後2年以内に請求

2. 脱退一時金の金額

被保険者であった期間の平均標準報酬額(給与と賞与を合わせて算出した月平均額)×支給率(厚生年金保険料率を基に定められ、加入月数により変動します。)

例1: 月給20万円、賞与無し、加入期間1年

→200,000円×支給率(1.1)＝約220,000円

例2: 月給30万円、賞与夏冬1ヶ月、加入期間3年

→350,000円×支給率(3.2)＝約1,120,000円

ただし、脱退一時金を受取ると、脱退一時金の計算の基礎となった期間は加入期間ではなくなります。

その後、厚生年金や自国の年金制度(一定の国のみ)等に参加したとしても、脱退一時金の計算の基礎となった期間を通算することはできませんので注意が必要です。

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostepビル 5階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
